高齢者福祉タクシー運賃助成事業

　自宅と病院の往復、日用品の買物など、高齢者の生活行動範囲を広げ、高齢者の社会参加と福祉の増進を図ることを目的に、タクシー利用料金の一部を助成します。

対象者　　　次のすべてに該当する人

1. 野洲市心身障害者（児）自動車燃料費の助成を受けていない人
2. 生活保護を受けている人、または市町村民税非課税世帯の人
3. 市内に居住するおおむね６５歳以上で、老衰、心身の障害または疾病等の理由により一般の交通機関を利用することが困難な人

　　　＜参考＞　　「老衰、心身の障害または疾病等の理由により一般の交通機関を利用することが困難な人」とは・・・

日常生活自立度（寝たきり度）ランクAからランクCに該当する人とします。

　　　助成額　　　１人につき、年間最大57枚の助成券を交付（１枚５００円分）

　　　　　　　　　　　　7月1日から3月31日までは月５枚、４月１日から６月30日までは月4枚交付

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決定月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 |
| 交付枚数 | 57枚 | 52枚 | 47枚 | 42枚 | 37枚 | 32枚 | 27枚 | 22枚 | 17枚 | 12枚 | ８枚 | ４枚 |

　　　　利用期間 交付の日から６月30日まで

利用方法　　　　・市と契約しているタクシー会社で利用することができます。

・本人の移動支援の際、**１回の乗車につき助成券２枚まで使用でき、**助成額を超えた額はお支払ください。

返　　　還　　　　決定者が、福祉施設等に入所したり、市外に転出または死亡されたときには、

助成券の返還をお願いします。

☆お問い合わせ先☆

野洲市役所　高齢福祉課

野洲市辻町433番地１　健康福祉センター１階

　 電話　５８８－２３３７